○海上保安庁告示第十六号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月十四日

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船名 （略） PC 84　おきなみ （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船名 （略） PC 84　おきなみ PC 85　はやぎり （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PS 34　しぎら PS 35　ともり PS 36　とぐち （略）	別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PS 34　しぎら （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船名 （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船名 （略）

PC 41　しまぎり PC 42　みちなみ （略）	PC 41　しまぎり （略）

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 14　ふじかぜ （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 14　ふじかぜ CL 15　みやかぜ （略）

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視船 番号　船名 （略） CL 171　ちよかぜ CL 174　みやかぜ （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視船 番号　船名 （略） CL 171　ちよかぜ （略）

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成三十年二月十九日
二　第二条の規定　平成三十年二月二十八日
三　第三条の規定　平成三十年三月七日
四　第四条の規定　平成三十年三月十二日
五　第五条の規定　平成三十年三月二十六日

○防衛省告示第三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が平成三十年二月十三日次のとおり決定された。

平成三十年二月十四日

防衛大臣　小野寺五典